



## 後期高齢者医療制度

# 10月から使う新しい被保険者証を 9月下旬にお送りします

問い合わせ

▶後期高齢医療課☎(888)5638

▶厚生労働省「後期高齢者医療窓口負担割合コールセンター」

☎0120-002-719/9:00~18:00

(日曜・祝日・年末年始を除く)

後期高齢者医療制度に加入しているかたへ、10月1日から有効となる被保険者証(色は水色)を9月下旬に簡易書留でお送りします。

### 一定以上の所得があるかたは、 医療費の窓口負担割合が変わります

窓口負担割合が「2割」と記載された被保険者証が交付されたかたは、令和4年10月1日から窓口負担割合が2割となります(右図参照)。2割負担となるかたには、被保険者証の封筒に制度についてのお知らせを同封しますので、内容を必ずご確認ください。

9月30日まで		10月1日から	
区分	医療負担割合	区分	医療負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者 など	1割	一定以上所得のあるかた	2割
		一般所得者 など	1割

### 2割の 対象者

判定は世帯単位で行い、以下の①と②の両方に該当する世帯のかたが対象となります。

- ①世帯内に課税所得が28万円以上の加入者がいる
- ②「年金収入+その他の合計所得金額」が、加入者が1人の世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上である。

\*現役並み所得者のかたは、10月1日以降も引き続き3割です。

### 窓口負担割合が2割となるかたには、負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となるかたについて、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う1か月の負担増加額を3,000円までに抑えます。

払い戻しのために口座を登録していただく必要がある場合には、令和4年9月末に秋田県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。すでに高額療養費の払い戻しについて、口座が登録されているかたには、申請書は郵送されません。入院の場合の負担限度額は、1割負担(課税世帯)と同一の57,600円です。

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」をお持ちのかたへ

9月に新しい被保険者証を郵送しますが、「限度額適用・標準負担額減額認定証」と「限度額適用認定証」の更新は行われませんので、現在お持ちの認定証を引き続きご使用ください。

## 市民健康フォーラム

日時 **10月15日(土) 10:00~15:00**

会場 **アルヴェ2階多目的ホール**

楽しく健康について学ぶことができる健康情報コーナーや、サクスアンサンプルの演奏など、誰でも気軽に参加できる健康づくりのイベントを開催します。お気軽にお立ち寄りください。①②は事前申し込みとなります。

### 申し込み

①②…電話で9月20日(火)8:30から保健総務課へ。☎(883)1170

②のYouTubeによるオンライン配信  
…Eメールで件名を「フォーラム講演申込み」とし、氏名、年齢、電話番号、Eメールアドレスをお知らせください。

Eメール ro-hlmn@city.akita.lg.jp

### ①やさしいヨガタイム

時間▶10:00~11:00 先着▶20人

講師はヨガインストラクターの重久愛さん。こころもからだもリラックスしましょう。初めてのかた大歓迎!



### ②講演「フレイル予防はこれで決まり！ 運動・栄養・社会参加のポイント」

YouTube  
配信します

時間▶13:30~15:00 先着▶20人

講師は秋田大学大学院教授の久米裕さん(フレイル…加齢により心身が衰えてしまうこと)。

YouTube配信期間▶10月20日(木)▶31日(月)(視聴には申し込みが必要です)



\*新型コロナウイルス感染症の感染状況により、講演のYouTube配信のみの開催となる場合があります。